

令和5年度第2回静岡県森林審議会 議事録

令和5年12月18日(月)
県庁別館9階第1特別会議室

午後1時30分開会

○司会

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回静岡県森林審議会を開催いたします。

本日司会を務めます森林計画課の鈴木です。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、審議会開催に当たりまして、経済産業部参事の浅井から御挨拶申し上げます。

○浅井経済産業部参事

静岡県経済産業部参事の浅井でございます。

皆様方におかれましては、日頃から本県の森林・林業行政に格別の御支援をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、年末のお忙しい時期に、この審議会に御出席をいただきましたこと、誠にありがとうございます。林地保全部会の委員の皆様におかれましては、午前中からの審議ということになりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本年2023年は、本県が東アジア文化都市に選ばれ、韓国、中国との交流を深めながら、各種事業を通じ国内外に文化芸術を発信するという大きな節目の年でもありました。この成果を一過性のものとすることなく、来年3月に開催されます浜名湖花博2024をはじめ、幅広い分野でその成果を発展・展開させてまいりたいと考えております。

森林分野に目を転じますと、国民的な社会問題となっている花粉症問題を解決するため、政府が10月に「花粉症対策初期集中対応パッケージ」を公表したところでございます。この中では、発生源対策として、スギ人工林の伐採植替えの加速化や伐採したスギ材の需要拡大が進められることとなっております。

このような人工林は、戦後の木材不足にあえいでいた我が国における社会的な要請を背景とした全国的な植林運動となり、先人の努力により営々と築かれたものであり、今まさに、資源として活用できる時代になったものであります。

全国的に見ても高い人工林率を誇る本県としましては、この豊富な資源を循環利用し

つつ適正な管理を行ない、森林の多面的機能の持続的な発揮を図っていく必要があると考えております。

このため、森林・林業分野に新たな技術を導入するFAOIプロジェクトを通じ、主伐・再造林の低コスト化等を進めるとともに、新たな需要が見込まれる非住宅分野の県産材需要の獲得などにも取り組んでいるところでございます。

また、激甚化する自然災害に対する万全の備えも必要なことから、治山事業による山地災害対策、森林づくり県民税による荒廃森林の再生、さらには「ふじのくに森の防潮堤づくり」などを着実に進めていくことで森林の防災機能を強化してまいります。

本日は、このような施策を進めていく上で、その基礎となる地域森林計画について御審議をいただきます。委員の皆様には、それぞれの専門のお立場から、御審議のほど、よろしく申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。本日はよろしく申し上げます。

○司会

それでは、開会に当たり、中谷会長から御挨拶をお願いいたします。

○中谷会長

皆さんこんにちは。大分寒くなってまいりましたが、本日の会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和元年度から市町や県に譲与が開始された森林環境譲与は、県内でも、間伐や林業の担い手確保、木材の利用促進など、地域の実情に応じた活用が進められております。おかげさまで、各地から「有効である」という声もいただいておりますので、より充実した施策をもって進めたいというふうに思っております。

しかし、現状では、横浜市のように人口の多い都市部に多くの額が配分され、また使い切れずに基金に積み立てられているという実態もあります。本年度、国は、山間部への配分割合を手厚くする税制改正を決定いたしました。また、来年度からは森林環境税として、個人住民税と併せて年間1,000円が徴収をされます。貴重な財源ということでもありますので、市町と県の連携を一層強化していただき、地域の実情に応じた森林整備の促進や木材利用の拡大に、今まで以上に当局としても取り組んでいきたいと期待を申し上げたいと思います。

先ほど参事からもございましたが、本日の審議会は、森林計画制度の根幹であります地域森林計画を御審議いただきます。活発な議論をお願い申し上げて、私からの挨拶に

代えたいと思います。本日はありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

次に、本日の委員の皆様の出席状況についてお知らせします。

本日は、板谷委員、田代委員、知花委員から欠席の御報告をいただいております。また、石川委員が都合により遅れての出席となります。ということで、現在は15名中7名の委員に県庁会場にて御出席、4名の委員にオンラインで御出席いただいております。出席者は11名となり、委員の過半数を超えており、森林審議会運営規程第3条に定める開催要件を満たしていることを御報告いたします。

では、次第について御説明いたします。オンラインの委員はお送りしました次第を、県庁会場の委員におきましては、お手元のタブレット資料01、「次第・名簿・座席」のファイルを御覧ください。

3の「審議」といたしまして、「天竜地域森林計画の樹立並びに伊豆、富士及び静岡地域森林計画の変更」について御審議いただきます。

その後、4「報告」といたしまして、「林地開発許可に係る答申」について御報告いたします。

続きまして、発言方法など、進め方について御案内します。

県庁会場で御出席の委員の方々につきましては、各席にマイクを設置しております。御発言の際には、手元のマイクのボタンを押していただき、マイクが赤く光ってから発言をお願いします。発言が終了した際には、再度ボタンを押してマイクをオフにするようお願いいたします。

オンラインで御出席の委員は、御自分の発言の時以外はマイクをミュートにしてください。カメラは常時オンをお願いいたします。

発言されるときは画面上で挙手していただき、議長が指名しましたら話し始めてください。指名を受けた委員は、マイクをオンにしてから話し始めてください。自身の発言が終わったら、「以上です」と一言添えてマイクをオフにしてください。

採決に当たり、議長が賛成や同意、反対や異議ありの意見を求めた際は、賛成や同意は手で「○」、反対や異議ありは手で「×」を作って示してください。

また、発言はできるだけ簡潔にするなど、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行の議長は慣例により中谷会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中谷会長

それでは、暫時議事を進めてまいります。審議に入ります。

諮問事項といたしまして、「天竜地域森林計画の樹立並びに伊豆、富士及び静岡地域森林計画の変更」について、事務局から説明を願います。

○事務局（鈴木）

引き続き説明させていただきます。

PowerPointを使って説明させていただきますので、モニターを御覧ください。オンラインの委員については画面共有させていただきます。

それでは、審議事項の「天竜地域森林計画の樹立並びに伊豆、富士及び静岡地域森林計画の変更」について御説明いたします。

資料については、02「諮問・報告事項」の1ページを御覧ください。

地域森林計画は、森林法に基づき、県知事が10年を1期とした計画を5年ごとに樹立するものです。計画の対象とする森林の区域を定めるほか、全国森林計画に即して、森林整備や保全の方針、森林施業に関する指針や基準、伐採、造林などの計画量などを定めます。市町長は、地域森林計画に適合して市町村森林整備計画を樹立します。

本県での地域森林計画の構成です。

本県では、東から、伊豆、富士、静岡、天竜の4つの森林計画区があります。この4つの計画区に共通する事項については共通編として1つにまとめ、計画区ごとに定める事項については各計画区編としてそれぞれ樹立をしています。5年ごとの樹立となるため、今年是天竜計画区で樹立となります。

地域森林計画の樹立、変更の流れについて説明をいたします。

作成した計画案は、おおむね30日間の公告、縦覧をした後、市町長などの関係機関に意見を聞くこと及び森林審議会に諮問することが森林法で定められています。11月17日から12月11日の公告、縦覧における意見の申立てはございませんでした。また、市町長及び森林管理局長からは特段の御意見はございませんでした。

本日、委員の皆様から御意見をお伺いし、必要な修正を加え、農林水産大臣との協議を経た上で遅滞なく公表し、4月1日から施行する予定です。

今回の樹立、変更の理由となっている全国森林計画について説明をいたします。

令和6年4月1日から15年間の期間とする全国森林計画が10月16日に閣議決定されました。

今回樹立された全国森林計画のポイントは2点になります。1つ目は、森林整備や保全の目標、伐採立木材積、造林面積などの計画量について、森林・林業基本計画に即し、新たな計画期間に見合う量が計上されております。2つ目は、令和3年度の前計画の変更以降の状況の変化や、新たな施策導入について記載が追加をされております。

今回の地域森林計画の樹立及び変更の主な内容です。

まず、地域森林計画の対象となる区域を設定・変更しました。また、全国森林計画に即し、伐採立木材積、造林面積の計画量を設定・変更しております。また、花粉発生源対策や林業労働力の確保の促進等を追記しております。

それでは、天竜地域森林計画の樹立について説明をいたします。

天竜地域森林計画は、県西部の浜松市や磐田市など7市1町の民有林を対象としています。今回樹立する計画は、令和6年4月1日から10年間の1期とした計画です。森林の整備と保全、森林資源の循環利用を促し、森林の多面的機能を持続的に発揮させることを基本方針として作成しています。

続いて、天竜森林計画区の概況です。

当計画区の森林面積は約13万3千haで、区域の54%が森林となります。このうち国有林などを除いた本計画の対象となる民有林の面積は約11万haとなります。面積の減少は、林地開発に伴い計画対象森林から除外したことなどが主な理由となります。

次に、森林資源の現状です。

本計画区は全国でも有数の一大林業地帯であり、民有林の約72%が人工林です。県平均の59%を大きく上回っています。

民有林の蓄積量は3,563万 m^3 で、スギ・ヒノキが約9割を占めています。人工林面積の約9割が41年生以上で、木材として利用できる林齢に達しています。森林の多面的機能を持続的に発揮しながら、森林資源の循環利用を図るためには、計画的な主伐とその後の確実な更新が必要です。

続きまして、天竜地域森林計画の前計画の前期となる令和1年度から令和5年度までの5年分の実行結果です。10年の計画ですが、5年ごとに見直していくので5年間の結果となります。

伐採立木材積のうち主伐の実行量は、林業経営体などへの働きかけにより計画量を上

回りました。間伐の実行量は、搬出間伐を促進したものの、計画量を下回りました。全体ではおおむね計画どおりの実行量となります。造林・更新面積は、再造林後の苗木の獣害被害や育林経費の懸念による再造林意欲の低下から、人工造林、天然更新とも低い実行歩合となりました。

続いて、新たな計画量について説明します。

計画区の森林の現況や前計画の実行結果などを踏まえた上で、さらに全国森林計画に即し、令和6年度からの10年間の計画量を表のとおり決めました。

伐採立木材積は、実績を考慮しつつ、静岡県森林共生基本計画との整合を図った計画量としました。造林面積は、計画した伐採立木材積を踏まえ、主伐後の確実な更新を図る面積としました。

続きまして、伊豆、富士及び静岡地域森林計画の変更について説明します。

まず、計画の対象となる民有林について、林地開発行為などの完了に伴い、本表のとおり対象の森林面積を変更します。また、森林面積の精査を順次行ない、これらの精査に伴う修正を含んだ面積の変更となります。

計画区ごとの伐採立木材積の計画量は表のとおりです。全国の計画量が新たに定められたことから、計画区ごとの森林の資源量などを踏まえ、全国森林計画に即して計画量を設定しております。

計画区ごとの造林面積の計画量は表のとおりです。造林面積の計画量は、先ほど説明した伐採立木材積量から、造林を必要とする伐採面積を算出した上で、全国森林計画に即して計画量を設定しました。

このほか、各計画区で林道の計画を設定しております。静岡計画区で、改良及び舗装の数量の増となっております。

以上で審議事項の説明を終わります。それでは御審議のほど、よろしく願いいたします。

○中谷会長

説明が終わりました。御意見、御質問等ございましたら挙手を願いたいと思います。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員

説明ありがとうございます。

天竜計画区を見させてもらったところですが、現状の目標からおおむね89%で

できているというお話がありましたが、これからの5年、10年の中で、次の目標が、今の段階よりも160%にするという目標になっていましたけれども、これはそんなにうまくいくのでしょうか。つまり、人材がかなり確保されないとそこに行きつかないと思ったのですが、どんな形で設定されたのかなと思って、ちょっとお聞きしたいです。

○中谷会長

事務局、いかがでしょう。はい、どうぞ。

○中山森林計画課長

森林計画課長の中山です。まず大前提といたしまして、戦後に造林した人工林を主体に蓄積が年々増加しているという現状がありまして、多くの人工林が利用期を迎えて、森林資源を活用すると同時に、やはり計画的に再造林を進めていかなければいけないという中で、伐採量が全国的に増える傾向となっております。

主伐後の再造林が十分に行なわれていないという状況やあと人的資源が足りないというような状況がございますけれども、先ほど参事から挨拶にありましたが、やはりデジタル化の推進による省力化にも取り組みまして、人が足りない分をカバーしながら、この計画を進めていきたいと考えております。以上です。

○中谷会長

どうぞ。

○鈴木委員

頭数がないと、なかなか本当にそこまでできない、設定がかなり高いなと思ったものですから質問させていただきましたけれども、造林のほうも36%ということで、かなり上げていかなければならないので、木材搬出の方にもかなりの人員が必要ですし、更新の方の人材もかなり必要だと思われまます。更新の方は、なかなか機械化、デジタル化を進めていくには大変だと思うのですが、その辺のところももう少しお聞かせください。

○中谷会長

はい、どうぞ。

○中山森林計画課長

現在、東部地域においてデジタル林業戦略拠点というものに取り組んでおります。本年度から3か年かけまして、デジタル機器の導入、実証、検証ですね。そういうものをやるのが1つ。それから、木材流通に関する需給情報システムをつくっていかうという

ことで、山側で生産したものを効率よく製材工場等の加工施設に運搬することで、生産や流通を効率化させようという取組を進めております。

そうした中で、今後見込まれる人口減少にも、新しい技術を使いながらコスト削減と人員の縮減というものにつなげていきたいということで、今東部地域の成果を県下全域に広めながらこの計画を実行していきたいと思っております。

この全国の計画面積とか計画量につきましては、国から流域ごとに割り振られてきておりますけれども、その割り振られた量を県としましてもしっかりとやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員

期待しています。

○中谷会長

浅見委員、どうぞ。

○浅見委員

浅見です。言葉の意味が分からなかったなので、少し教えていただけますでしょうか。

スライドの11、12のところで、「人工造林」と「天然更新」という言葉が出てきました。主伐跡地は確実に更新するという意味だと思っているのですが、主伐跡地を造林したか更新したかということなののでしょうか。まず、それが1点と御説明の中で、人工造林したけれどもうまくいかなかったために低かったというふうな御説明があったと思います。ということは、人工造林したという事実ではなくて、その結果そのものが、実行結果として現われているのでしょうか。まず、この2点をお願いします。

○中谷会長

はい、中山課長。

○中山森林計画課長

森林計画課長、中山です。2点目の質問からお答えします。

まず、この面積につきましては、実際に植栽した面積です。先生は、植栽したけれども一部が枯れてしまって実際生き残っている面積という受け取り方をされましたが、私どもの説明がよろしくなかったと思いますけれども、実際に植えた面積と御理解いただきたいと思います。

それから、「人工造林」と「天然更新」の用語の件でございますけれども、人工造林につきましては、苗木等を植栽して更新していく方法でございます。天然更新につきま

しては、萌芽ですとか自然による播種によりまして更新していく方法です。以上です。

○浅見委員

それは、主伐の跡地をどうするかというお話だという理解でいいですか。

○中山森林計画課長

はい、そのとおりです。

○浅見委員

ということは、人工造林と天然更新がこんなに低いということは、切ったら切ったままにされている場所が非常に多いということでしょうか。

○中谷会長

はい、どうぞ。

○中山森林計画課長

この伐採量の中には、実際には開発に伴って伐採・搬出されている量も含まれてございます。それで、植えられていないところがどれぐらいかという御質問かと思えますけれども、県が調べた結果ですと、約6割が植えられております。天然更新による場所もありまして、天然更新ですと5年間の猶予期間があります。

○浅見委員

すみません。おおよそ分かってきました。

足し算しますと、227と39を足すと462には至らないけれど、それは年度の差の分が抜けていると。

○中山森林計画課長

はい。

○浅見委員

分かりました。ありがとうございます。

○中山森林計画課長

補足をさせていただきますと、伐った年に必ずしも植えるわけではないものですから、年度としてずれているということもございます。以上です。

○中谷会長

ほかに。何か補足がありますか。はい、どうぞ。

○中山森林計画課長

伐採材積につきましては立米表示で、造林面積は面積表示になっていますので、そこ

で植えていないところが多いというふうに思われたのかなと思います。国の全国森林計画を地域森林計画に落とし込むという中で、国の管理単位に合わせて計画量も設定しているところです。以上です。

○中谷会長

はい、どうぞ。

○浅見委員

となりますと、36%しかできていない、あるいは15%しかできていない。本来、計画ですと、伐採した分は100%やりたいというのが目標になるかと思うのですが、造林・更新ができていないのか、それともできていないわけではないのか。端的に言うとどちらなのでしょう。

○中山森林計画課長

開発に伴い伐採・搬出された分もあり、実際には計画どおりに伐れているわけではございません。この差が出ていると思います。実際に伐って植える量が630ということではないということです。

○浅見委員

主伐が171%いって人工造林のほうが36%というのは、あまりつじつまが合わないように思えますので、その辺が分かる資料ですとありがたいです。以上で結構です。

○中谷会長

それでは、志賀委員、どうぞ。

○志賀委員

各計画区の資料の8ページの、2、「造林」というところに関することなのですが、将来の森林資源の目標に向けて、育成単層林、育成複層林、天然生林に区分しているということで、現況と計画末の面積が示されていると思うのですが、これは先ほどちょっと御説明があったように、全国森林計画に即して多分育成天然林を増やすというような大きな流れになっているからこうなっているのだというふうには理解しているのですが、各計画区に、その面積の大きさが、例えば天竜だと現況で2,682と結構大きいのですが、静岡だと現況で59というような数値になっているのだと思うのですが、ほかと比べて育成複層林というのはそれほど大きくないとはいえ、これから増やしていこうということと、それから今までいろんな育成複層林に関する試みがされた割にはうまくいっていないというようなこともあるかと思うのですが、それぞれの計

画区ごとの目指す育成複層林の姿というか、それからそれぞれの地域ごとに何か育成複層林としていく特徴みたいなものがあれば、その辺のことをちょっと教えていただきたいのですが。

○中谷会長

中山課長、どうぞ。

○中山森林計画課長

私どもがイメージしておりますものは、森の力再生事業によって強度の伐採をした箇所針広混交林化を図っていき、この計画量を達成していこうと考えているところです。以上です。

○中谷会長

よろしいですか。

○志賀委員

はい。

○中谷会長

ほかにいかがでしょう。浅見委員、どうぞ。

○浅見委員

今のお返事でちょっと気になったのですが、森の力再生事業は、税金の関係上、1回しか手を入れない。1回ですと、数年のうちに林冠が鬱閉してしまっていて、なかなか下層が育たない。そこで針広混交の形を目指すのであれば、もう少し複数回の管理が必要じゃないかということが言われていますが、使途が決まったものを——何ヘクタールを何年かのうちにやるということが計画として決まっているので複数回行なえないというのが実情です。そのことと今の御回答との関係性について、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○中谷会長

中山課長、どうぞ。

○中山課長

森の力再生事業につきましては、初期整備の1回しか整備ができない事業制度となっております。次回以降の整備につきましては、通常の補助事業等を使いながら整備を進めていただきたいということで、事業創設当初から進めております。以上です。

○浅見委員

森の力再生事業は、もう人工林を育成することを放棄された林が対象となっていますので、複数回するだけの意欲がなかなかないという方が大半じゃないかと思えますけれど、それでも補助事業を使ってやっていくよう促していくという県の姿勢だという理解でよろしいですか。

○中谷会長

はい、どうぞ。

○中山森林計画課長

これまで整備が行き届かなくて、初期の整備すら大変な状況の山を、森の力再生事業によって1回きれいな形にすることで、所有者の意識も変えていながら育成複層林化を目指して進めていくといった考えでございます。以上です。

○中谷会長

よろしいですか。

○浅見委員

はい。ぜひその目的に沿って進めていただきたいと思います。

○中谷会長

ほかにいかがですか。今泉委員、どうぞ。

○今泉委員

今泉です。PowerPointの資料の12ページですかね。先ほど鈴木委員から御指摘のあった労働力の確保というのは、私もすごく大きな問題かなと思います。

あと、別の問題として、伐採する材積を増やしていくということですけど、伐採するだけではなくて、もちろんそれが使われないといけないと思います。今までの実績と比べて何倍か増えていくと思うのですが、実際どのようにして利用していくかというあたりについて、何かございましたらお聞かせください。

○中谷会長

はい、どうぞ。

○深野林業振興課長

林業振興課長の深野でございます。

労働力の確保については、県としても非常に大きな問題と捉えておりまして、昨年末に、県でも労働力関係の基本計画の新たなものを策定しましたが、そこでも、林業経営体の皆様の活動を支援しつつ労働力の確保に努めてまいるということで進めておりま

す。

もう1つ、伐採の材積を増やすために、どのように需要の拡大を図るかという点でございませけれども、今なかなか住宅需要のほう落ちてきているということがございませけれども、今まで県が行なっております、住宅の需要の下支えをしている住宅補助制度につきましては、全体の需要は下がってきているところではございますけれども、何とか県産材の支援は維持しているというところがございませ。それについては引き続き助成を続けるというところと、それから非住宅分野である公共建築物もそうなのではございますけれども、民間の建築物や事務所ですとか病院ですとか、そういった建築物についても、ぜひとも県産材を使っただきたいということで、今施策を展開しているところでございませ。

昨年度末に、建築士事務所協会と協定も結びまして、非住宅分野において、そういった方々が施主に「木造にしませんか」という提案をしていただけるように、建築士の確保も含めて一緒に連携して進めていくということを行なっております。

それから、ソフト的になってしまいますけれども、施主となる、事務所等を建築するような企業の方々が、木を使うことによってカーボンニュートラルに貢献するとか、SDGsに役立つとか、それから、そういった企業の活動自体がCSR活動の1つとして展開していただけるように、建築物に県産材を使った場合は、その量を計算いたしまして、「炭素貯蔵をしている建物です」という認定制度を今年度から動かすようにいたしました。そういう認定を受けたところには、県産材で作った木の盾をお送りいたしまして、ぜひともそれを掲げていただいて宣伝に使っただきたいと、非住宅建築物におきましても県産材の需要をどんどん拡大していけるよう、今頑張っただけで進めているところでございませ。以上でございませ。

○今泉委員

御説明ありがとうございました。

なかなか、下支えをしていただけだと、今後の利用の拡大にはつながっていかないと思うので、今いろいろ取組を説明されましたけど、新たな利用の拡大に向けて、さらに取り組んでいただけたらと思います。

もう1つ、全く逆の質問をしてしまうのですが、今後主伐の材積が増えるということは伐採の面積が増えるということで、ここ数年ですかね。静岡県は土砂災害が相次いでいますけど、やみくもに伐採をしてしまうと災害の誘発ということにもつながりかねないのかなとも思いますので、まず伐採の数字ありきではなくて、防災や、森林が持つ

ている公益的機能の保全と、あと木材の生産の両立を目指していただきたいなというふうに思います。以上です。

○中谷会長

何かコメントは。非常に難しい御意見のようでございますが。よろしいでしょうか。じゃ、中山課長。

○中山森林計画課長

先生からいただきましたコメントのとおり、森林資源を有効に活用しながら、併せて森林の有します公益的機能を持続的に発揮できるように、留意しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○中谷会長

ほかにいかがでしょう。山崎委員、どうぞ。

○山崎委員

山崎です。不勉強な部分もあると思うので改めて教えていただきたいんですが、PowerPointの大分前のほうで、4ページに樹立・変更の行政的な手続の流れがありましたけれども、地域森林計画は非常に重要な計画で、しかも今回、天竜という日本を代表するような林業区の計画だったわけですけれども、今回、計画案の公告、縦覧で約1か月、市町長、森林管理局長への意見聴取と、両方とも特段意見がありませんでしたということなのですけれども、これは一般的に、この辺がしゃんしゃんといくようなものなのかどうなのか。特にどんな公告、縦覧の手続が行なわれているのかということも含めて一度教えていただきたいなと思ひまして。天竜の計画で意見がゼロというのは何か寂しい気がしたので、そのあたりを教えていただければなと思います。

○中谷会長

いかがですか。中山課長、どうぞ。

○中山森林計画課長

国の全国森林計画につきましては、本年10月に策定がされております。国の公表を受けて、11月までに計画案を作成します。その後、公告・縦覧しながら例年この時期に審議会にお諮りして、12月下旬に農林水産大臣との協議を経て、策定というのが大体のスケジュールとなっております。以上です。

○山崎委員

ありがとうございます。じゃ、これまでも通常あまりここでたくさんの意見が出ると

いう手続ではないという理解でいいですか。

○中谷会長

どうぞ。

○中山森林計画課長

例年、委員の皆様から、御意見をいただいております、その意見を加味しながら計画の修正をさせていただいております。

計画量につきましては、先ほどの説明にもありましたけれども、国の計画に即した形で、地域森林計画を樹立・変更をさせていただいております。以上です。

○中谷会長

よろしいですか。

○山崎委員

はい。

○中谷会長

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。蔵治委員、どうぞ。

○蔵治委員

蔵治でございますが、具体的な修正のお願いをさせていただきたいのですが、天竜地域森林計画書の最後のページ、98ページに「持続的伐採可能量」というのがあります。これは新しく地域森林計画書に書かなければいけないと定められた項目だと思いますが、これについて、第2表のほうで再造林率が100、90、80しか載っていないです。実際、実績のほうを見ると再造林率はもっと低いわけなので、もっと低い再造林率も想定されるわけですから、この表を100、90、80しか書かないのは不適切かと思えます。したがって、この第2表を、20、10、0まで書いていただきたいというふうをお願いいたします。

○中谷会長

いかがですか。中山課長、どうぞ。

○中山森林計画課長

修正する方向で検討してまいりたいと思います。

○中谷会長

蔵治委員、いかがですか。

○蔵治委員

検討してください。よろしく申し上げます。

○中谷会長

では、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、御意見は出尽くしたようですので、審議会としての意見を取りまとめたと思います。計画の樹立及び原案の変更について、御意見がございました。また、表現についても一工夫、二工夫欲しいという御意見もございましたので、その辺を併せて修正をするということを踏まえて、原案は適当であるという旨の答申をしたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○中谷会長

それでは、異議はないようですので、地域森林計画原案については、適当である旨を答申することに決定をいたします。なお、答申文の作成については会長に一任させていただきたいと思います。当局は、先ほど申し上げた点は御理解ください。よろしく願います。では、次に報告に移ります。

○浅見委員

すみません、浅見です。

これを見ますと、天竜以外に、伊豆、富士、静岡がありまして、地域森林計画共通編（案）というのがあるのですが、その共通編（案）について、ちょっと御意見を申し上げることは可能でしょうか。

○中谷会長

はい、どうぞ。

○浅見委員

生物多様性に関する文言というのが非常に少ないかなと。森が請け負っている生物多様性における役割って非常に大きいのですが、書かれているのが、「保健文化機能維持増進森林」のあたりの特定広葉樹林の育成の部分と、それからその他の追加の資料の部分だけなのです。共通編のところで書かれているのは。そのあたりを見ますと、竹林だとか、あるいは「複層林にしますよ」という言葉はあるのですが、あるいは特定広葉樹林、広葉樹というものに対して、かなり絞り込んでいる。その中で具体的に生物多様性を高めていくために、県下の人工林率の残り4割の林をどうしていこうかということがあまり明記されていないのが非常に気になっています。

そのおかげで——そのおかげでというのも変ですが、「ふじのくに生物多様性地域戦

略」のところの森林保全につきましても、生産林についてだとか、あるいは竹林については書かれているのですが、本県の里地・里山の里山のほうに関するものが書かれていないということで、特定広葉樹というのが里地・里山のほうを表わしていて生物多様性も目的にするのだということ、少しこの地域森林計画の共通編に書き込んでいただけないでしょうかというお願いです。

といいますのも、以前委員に就任しましたときに「少し生物多様性に関する言及が少ないじゃないですか」と申しあげましたときに、「この森林計画書に書かれていないので、それはちょっと難しい」というお返事があったのです。ということは、やはりこの部分で少しでも触れていただきたいというのが私からのお願いです。

○中谷会長

ただいまの御意見について、いかがでしょう。はい、中山課長。

○中山森林計画課長

里地・里山につきましては、この「快適環境形成機能維持増進森林」というところに該当すると思いますが、そちらには記載をしております。

「保健文化機能維持増進森林」の部分でどこまで記載できるか検討させていただきたいと思います。

○浅見委員

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○中谷会長

では、よろしいですね。それでは、次に報告に移りたいと思います。「林地開発許可に係る答申」について、事務局から説明願います。

○事務局（森）

森林保全課の森です。

林地保全部会事務局から、6月と9月に開催いたしました林地保全部会における林地開発許可に係る答申の結果について、御報告いたします。

お手元の資料の「林地開発許可に係る答申（林地保全部会）」を御覧ください。

初めに、答申実績について説明いたします。資料の、1「林地開発許可案件答申実績」、(1)「件数実績」を御覧ください。

左側の「個別」欄は、主に森林の形質変更面積が5haを超えるもので、変更が1件。中央の「包括」欄は、主に森林の形質変更面積が5ha以下のもので、事務局で答申を行

ない林地保全部会に報告したもので、新規が2件、変更が2件、合計4件となっております。保安林の解除の案件はありません。

その下、(2)「目的別件数面積」を御覧ください。

5件の内訳を目的別に見ますと、「工場・事業場の設置」が3件、「土石の採掘」が2件となりました。

次に、案件の内容につきまして説明いたします。2「答申案件一覧」を御覧ください。

「工場・事業場の設置」につきましては、1番の静岡市ほかにおける3件。「土石の採掘」につきましては、3番の伊東市ほかにおける2件でした。

以上の全ての諮問に対しまして、「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる」との答申をいただきました。

なお、答申に際しまして、附帯意見として、「希少種を保全する観点から、平坦地においても在来広葉樹による植栽を検討すること」「山腹崩壊が発生した場合は、速やかに斜面の安定化を行なうとともに緑化に努めること」。

指導事項として、「景観の保全のため、早期緑化を図るとともに、開発時に発生する根株や表土を緑化の材料としてできる限り有効利用すること」「クマタカの保全を図るため、伐採時期について自然保護課と協議すること」「河川の濁りについて、関係課と連携の上、モニタリングを継続して実施すること」「種子吹き付けに際しては、遺伝子多様性の観点から郷土個体の利用を検討すること」などが付されました。これらの指導事項につきましては、県から事業者へ伝達し、指導することとしております。

林地保全部会事務局からの報告は以上です。

○中谷会長

報告が終わりました。御意見、御質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員

ありがとうございます。

私自身も林地保全部会のメンバーで議論を重ねているのですが、1点、教えていただける範囲で構わないのですが、どうしても太陽光発電施設の設置の案件に関しては、悩ましいというか、頭の痛い事例がとても多くあります。少し他県の状況なんかを見ると、事業規模に応じて新しい課税制度を設けて、できるだけ適正に森林の保全と太

陽光発電施設の設置のバランスを取れるようにということで試行錯誤が続いているようですけれども、当県においては、どのあたりの議論が今なされているのかというところを、言える範囲で構わないのですけれども、検討の最前線をちょっと教えていただきたいなと思いました。

○中谷会長

いかがですか。はい、どうぞ。

○大川井森林保全課長

森林保全課長の 大川井です。

今、山崎委員がおっしゃったことは、宮城県のお話であり、先般、新聞などにも掲載されていましたが、林地開発というか、森林の区域で太陽光発電であるとか再生可能エネルギーの関係の事業をやる時は課税をするといったような内容のものだったと思います。

これにつきましては、宮城県等が動き始めたところで、静岡県としては、まだ具体的な議論には入っておらず、他県の状況などを注視しているところでございます。以上です。

○中谷会長

いかがですか。

○山崎委員

ありがとうございます。

当然再エネは、ある程度エネルギーのバランスの中で必要だとは思いますが、どうしても森林開発に伴う巨大な太陽光発電施設の設置は頭の痛い課題でありまして、もし全国で様々なそういう取組がなされているのであれば、引き続き勉強を続けていただいて、なかなか遅れてしまうと、「ほかの県で設置しにくいけど静岡だとやりやすい」みたいな風潮にならないほうがいいのかというふうに思っていますので、引き続き検討は進めていただきたいなと思いますし、民間のほうでも、このあたりはしっかりと勉強しなきゃいけないのかなというふうに思っているところです。以上です。

○中谷会長

ありがとうございます。

ほかに、いかがですか。よろしいですか。質問がないようですので、以上で報告を終わりたいと思います。

これもちまして、本日の審議及び報告は全て終了いたしましたので、事務局にお返しをいたします。

○司会

ありがとうございました。

閉会に当たりまして、森林・林業局長の小池から、御挨拶申し上げます。

○小池森林・林業局長

森林・林業局長の小池でございます。

本日は、年末の多忙な中、森林審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございました。また、審議に当たりましては、有意義な御意見を多数いただいたことを感謝いたします。

御審議いただいた地域森林計画につきましては、委員の皆様方から、担い手不足という状況の中での次期計画量の考え方、各計画区の目指す森林の姿、それから主伐の促進に伴う県産材需要喚起の考え方、持続的伐採可能量の再造林率に関する修正、あとは災害が激甚化する中での公益的機能の発揮と木材生産の両立、さらには生物多様性に関する記載事項というようなことを、御意見としていただきました。いただいた御意見を踏まえまして内容を修正させていただき、今後の手続のほうを進めたいと存じます。ありがとうございました。

最後になりますが、委員の皆様には、2年間の任期中、森林審議会に御出席を賜り、また、それぞれのお立場から貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。皆様には、引き続き令和8年2月までの2年間について再任をお願いしておりますが、石川委員、鈴木委員、田代委員の3人の方が、今期をもって退任されることとなりました。石川委員、鈴木委員におきましては5期10年、田代委員におきましては1期2年にわたり委員を務めていただきました。

ここで、突然ではございますが、本日御出席の鈴木委員から、一言退任に当たってのお言葉をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木委員

御指名されてしまいました。5期10年ということで、大変お世話になりました。ありがとうございました。振り返ると、何かあっという間に10年経ったのだなという感じがあります。

10年間の中で何回審議会に出させてもらって覚えているかなと思っても、多分4～5

回ぐらいのことしかちょっと覚えていなくて、特に林地保全部会のほうでは、大分自分も勉強不足で、先生方の御意見を聞くことに専念して、自分のレベルを上げたいなど思いながらいたことをよく覚えています。

県のこの会議の中で、自分がどれだけお役に立てたか分かりませんが、今後、静岡県が全国でまた活躍していただけるように、先頭を走っていただけるようにしていただければと思います。私も、微力ながら今後も御意見を言わせていただければと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○小池森林・林業局長

ありがとうございました。

石川委員、鈴木委員、田代委員には、これまでの御尽力、御苦勞に対しまして、深く感謝を申し上げます。今後のますますの御活躍をお祈り申し上げます。

また、再任をお願いする委員の皆様には、本県の森林・林業、木材産業の発展のため、引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、次期森林審議会の会長の選任、それから部会員の指名手続については、別途事務局のほうから御連絡をさせていただきます。

以上でございます。本日は誠にありがとうございました。

○司会

石川先生が今ちょうど入られたのですが、よろしいですか。

○小池森林・林業局長

森林・林業局長の小池と申します。石川委員、すみません。お忙しい中、出席いただきまして、ありがとうございます。

審議会のほうは今終了したのですが、最後に石川委員のほうから、今回で退任になるということで、もし一言お言葉をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○石川委員

大学の講義で遅くなり、大変失礼いたしました。

改めまして、静岡理工科大学の石川です。今回で最終回ということで、本当に長い間にわたりまして、ありがとうございました。

まさしく10年前、川下の建築業界にもお声がけ頂き、静岡県ならではの先駆的な取組をはじめようというところでした。その後、今や建築業界では木材活用が大前提の時代、さらに、カーボンニュートラルでCO₂排出量削減のためにも木の活用は非常に重要です。

今後とも、森林審議会とは別の場面で私もささやかながらお手伝いできればと思っております。大変お世話になりました。また今後とも、どうぞよろしく申し上げます。皆様ありがとうございました。

○小池森林・林業局長

石川委員、本当に10年間、長い間でしたがありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

○司会

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、また長時間の御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第2回森林審議会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時37分閉会